

医療機関等の受診には、ぜひマイナンバーカードをご利用ください！



オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了しているか確認する方法

オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了すると、マイナンバーカードで医療機関等を受診できます。(共済組合にマイナンバーをご提出いただいていない方を除く。)

データ登録が完了しているかは、スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上で、ご確認いただけます。被保険者資格情報が登録されているか受診前にご確認ください。

- ※ オンライン資格確認等システムへのデータ登録には資格取得後、少々時間を要します。そのため、医療機関等で「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示される場合があります。
- ※ オンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了している場合であっても、医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認を行うことができない場合があります。そのような場合でも、医療機関等の窓口において本来の負担割合で受診等いただくことは可能となりますが、その際にマイナンバーカードの券面情報等を記載した書面を提出していただく必要が生じます。
- ※ 窓口での手続負担を回避するため、初めてマイナンバーカードで医療機関等を受診等する場合は、受診等の前にマイナポータルで新しい資格が登録されていることを確認するか、念のためマイナンバーカードとあわせて組合員証等を持参していただきますようお願いいたします。
- ※ 新しい資格が登録されているかわからない状態で受診する場合は、マイナンバーカードとあわせて組合員証等を持参していただきますようお願いいたします。



マイナンバーカードで受診するメリット

よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
 - ※ 本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
 - ※ 本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 高齢受給者証の持参も不要となります。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

マイナンバーカードの紛失等によりマイナンバーに変更があった場合は、共済事務担当課を通じ手続きを行ってください。